令和７年度　子ども食堂緊急支援補助金　募集要項

１ 趣旨

本補助金は、物価高騰の影響を受ける中、県内で子ども等に対して地域のボランティアが無料又は低額で食事を提供する民間団体等の取組み（以下、「子ども食堂」という。）の運営経費を支援します。

こうした支援により、子ども等の居場所づくり、地域とのつながりの確保、困難を抱える子ども等の支援につなげることを目的として、予算の範囲内で交付します。

２　実施主体

島根県（健康福祉部地域福祉課）

　【所在地】〒690-8501　松江市殿町１番地

　【電話】0852-22-6878

　【FAX】 0852-22-5448

　【mail】[seikon@pref.shimane.lg.jp](mailto:seikon@pref.shimane.lg.jp)

３　対象団体

　対象団体は、次に掲げる要件を満たす子ども食堂とします。

（１）事務所を県内に有し、県内で活動する団体等で営利を目的としないもの。

（２）食事の提供を定期的に実施すること。

（３）1年以上継続して事業を実施する見込みがあること。

（４）18歳未満の子どもの利用者が総利用者の概ね3割以上であること。

（５）18歳未満の子どもの利用料は無料又は材料費等の実費相当額とすること。

（６）参加者は幅広く募集し制限しないこと。

（７）利用者の安全及び衛生の確保並びに個人情報保護のために必要な措置を講じること。

（８）当該補助事業で補助対象とする経費について、国、地方公共団体ならびに独立行政法人の補助事業等と重複して補助を受けていないこと。

４　対象となる経費

別表１のとおり

補助金：１団体あたり２５万円以内

５ 対象となる事業期間

令和７年４月１日～令和８年１月３１日

※当該期間の経費であれば、交付決定以前のものも補助対象とします。

６　応募方法

（１）申請書類

以下の書類を、下記問い合わせ先へ郵送にて提出してください。

① 島根県子ども食堂緊急支援事業費補助金交付申請書（様式１）

② 子ども食堂緊急支援事業費補助金事業計画書（様式１-２）

③ 子ども食堂緊急支援事業費補助金経費予算書（様式１-３）

④ 団体の規約、会則、定款等（ない場合は不要です。）

⑤ その他、活動内容（定例の活動、イベント、研修会等）がわかるチラシがある場合は添付してください。

　　　※申請様式は、「島根県」のホームページよりダウンロードしてください。　　　（https://www.pref.shimane.lg.jp/education/child/kodomo/kodomonohinkon/kodomo-ibasyo.html）

（２）申請期間

令和７年６月９日（月）～令和８年１月１６日（金）当日消印有効

※申請額が予算総額に達した場合、申請期間内であっても応募を締め切る場合があります。

７　交付決定

（１）交付決定

申請書一式を受理後、その内容を審査し、適当と認めたときは補助を決定し、決定した団体へ決定通知を送付します。

　（２）補助金の支払い

島根県より決定通知受理後、以下の書類を各団体から下記問い合わせ先へ郵送で提出してください。

① 島根県子ども食堂緊急支援事業費補助金概算払請求書（様式４）

② 口座振替申出書（様式４-２）

請求書受領後に指定口座へ送金します。（請求書送付にあたっては、団体名義の口座が必要となります。）

８　事業の変更または中止にかかる事前承認

　事業内容を変更（軽微なものを除く。）または事業を中止する場合には、様式３により、事前に島根県知事の承認を得る必要があります。

９　事業報告及び補助金の精算

（１）実績報告

補助対象となる事業終了後、１か月以内または令和８年２月２７日（金）のいずれか早い日までに以下の書類を提出ください。

① 島根県子ども食堂緊急支援事業費補助金事業実績報告書（様式５）

② 島根県子ども食堂緊急支援事業費補助金実績報告書（様式５-２）

③ 島根県子ども食堂緊急支援事業費補助金経費報告書（様式５-３）

④ 支出が確認できる書類（領収書、レシート等）の写し

⑤ その他活動日が記載されているチラシ等を添付してください

※課税事業者については、仕入控除額が０円であっても、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式６）を提出してください。

（２）補助金額の確定

　　島根県は、実績報告書の内容を審査した上で補助金の額を確定し、通知します。

（３）補助金額の精算

　　補助金の確定額が交付決定額を下回り、超過交付となった団体は、島根県が指定する日までに超過交付額を返納すること。

10　補助金の決定取消し及び返還

申請団体が次のいずれかに該当するときは、補助金の決定を取り消し、返還を求める場

合があります。

（１）偽りその他不正の手段により、補助金の決定を受け、交付を受けたとき。

（２）補助の対象となる活動の実施実績がないとき。

（３）子ども食堂に法令違反や社会通念上不適切な行為があったと認められるとき。

（４）「島根県子ども食堂緊急支援事業費補助金事業実績報告書」において支出額が補助金を下回ると判断されるとき。

11　補助金の経理

　申請団体は、この補助金に係る経理についての収入及び支出の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後５年間保存してください。

12 申請及び問い合わせ先

〒690-8501　島根県松江市殿町１番地

島根県　健康福祉部　地域福祉課（担当：天野）

　TEL 0852-22-6878 FAX 0852-22-5448　Email [seikon@pref.shimane.lg.jp](mailto:seikon@pref.shimane.lg.jp)

別表１

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象経費 | | 補助金の額 |
| 食料費 | ・子ども食堂実施に必要な食料品の購入費用 | ２５万円以内  （補助率10/10） |
| 消耗品費 | ・子ども食堂実施に必要な消耗品の購入費用（紙皿、割り箸等）※1件10万円未満に限る |
| 会場使用料 | ・子ども食堂を実施する会場の使用料 |
| 保険料 | ・子ども食堂実施に必要なボランティア保険料 |
| 広報費 | ・子ども食堂実施の広報に係る費用 |
| 衛生用品費 | ・衛生用品の購入費用（マスク、消毒液、パーテーション、非接触型検温器、空気清浄機等）  ※1件10万円未満に限る |